

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 29 年 3 月 23 日（木）

午後 4 時 06 分 開会

午後 4 時 50 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	桃 原 功
委員	上 地 安 之
委員	伊 波 一 男

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 真 進
委員	平 良 眞 一
委員	島 勝 政
委員	我 如 古 盛 英

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（1名）

議員	知 念 吉 男
----	---------

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（3名）

局長	宮 城 光 徳
議事係長	中 村 誠

課 長	多 和 田 眞 満
-----	-----------

○ 協議案件

1. 一般質問に関する改善について
2. 議案第 26 号 第四次宜野湾市総合計画前期基本計画の議案修正について
3. （仮称）自治会加入促進条例の制定について
4. 第四次宜野湾市総合計画前期基本計画にかかる添付資料の修正について

議会運営委員会（要旨）

平成 29 年 3 月 23 日（木）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 4 時 06 分）

【協議事項】

一般質問に関する改善について

○宮城司 委員長 会派持ち帰りとなっていた一般質問に関する改善について、各委員の意見を伺いたい。

○伊波一男 委員 事務局で作成した「資料 1」の案のとおり進めてよいのではないか。

○我如古盛英 委員 通告した後、市当局から追加議案が提出された場合、それについては一般質問ができないこととなるため、対応について考えていただきたい。

○大城政利 議長 まずは進めてみて、そのような事態が生じた場合に改めて協議をしてもよいのではないか。

○桃原功 委員 進めてみてはどうか。

○島勝政 委員 実施してもよいのではないか。

○宮城司 委員長 各委員の意見を踏まえ、事務局が示した案のとおり、質問通告の締め切りについては開会 3 日前の午後 5 時までとすることでよいか。

（異議なし）

【協議結果】

一般質問通告締め切りについては、定例会開会日の 3 日前の午後 5 時までとする。

【協議事項】

議案第 26 号 第四次宜野湾市総合計画前期基本計画の議案修正について

○宮城司 委員長 次に、議案第 26 号 第四次宜野湾市総合計画前期基本計画の議案修正について議題とし、大城議長より説明をいただきたい。

○大城政利 議長 当該基本計画の中に議会の内容が記載されている。議会改革に関する調査特別委員会がこれまでに先進地として視察をした岐阜県高山市、三重県四日市市、福島県会津若松市、茨城県取手市の総合計画への議会の記載状況を確認したところ、いずれも議会情報の記載はなかった。総合計画は執行部が策定する今後のまちづ

くりの計画であり、議会はいくまでもその議決機関であることから、同計画に盛り込むことはなじまないものとする。そこで議会の内容2行については、削除したいと考えており各委員へお諮りしたい。

○**桃原功 委員** 議長の説明はよく理解できた。しかし、このような議案修正の手続きを議運で行ってよいのか。

○**議会事務局** 手続きとしては議案の修正動議となるため、議運または議員どちらでも提案は可能と考えている。

○**大城政利 議長** 現在、議会改革に関する調査特別委員会も継続して設置がなされている状況であり、同委員長をして提案することとしてはどうか。

○**桃原功 委員** 手続きが法的に問題ないものであれば、そのとおりでよい。

○**宮城司 委員長** ほかに意見はあるか。

○**議会事務局** 提出者を議会改革に関する調査特別委員会にすることについては、特別委員会の設置目的からしても、そぐわないものと考えている。

○**上地安之 委員** 議会改革に関する調査特別委員会の設置目的にそぐわないという話であるが、議会運営委員会の所管としては問題ないのか。

○**桃原功 委員** 議運で協議を行っている以上、議運から提案すべきではないか。

○**伊波一男 委員** 今協議をしている場が議運であることから、できるということであれば議運での取り扱いがよいのではないか。

○**上地安之 委員** 議運の所管事項からすると、同案件の取り扱いは問題ないのか。

○**議会事務局** 議運の所管事項は地方自治法で定められており「議会の運営に関する事項」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」「議長の諮問に関する事項」となっている。

○**上地安之 委員** 今の所管事項からすると議運でも関連が弱いのではないか。そのようなことからすると議員提案がよいのではないか。

○**議会事務局** 議員提案であれば手続上3名以上の発議という要件となっている。

○**桃原功 委員** これまでは基本的に委員会で提案をし、委員会でまとまらなかった案件についてやむを得ず議員提案としてきた例がある。今回の案件は全会一致の方向性があるにも関わらず議員提案ということがしっくりこない。

○**上地安之 委員** まずは議案修正ができるという根拠法に基づいて対応すべきと考えており、その点からも今回は議員提案でよいのではないか。

○**桃原功 委員** 議員提案でも問題はないと思うが、これまでの例からしても全会一致になり得る議案を議員提案するとなると、市民からも疑問が出てくるのではないか。修正案を提出するからにはしっかりとした根拠に基づいて行うべきと考える。

○**伊波一男 委員** 議運の中では、議会の内容を削除するという方向性でまとまってお

り、逆に市当局より議案の修正ということで改めて提出することはできないのか。

○**議会事務局** 当該議案はこの内容で本会議の審議も終えており、また市当局が誤りを認めて再提出を了承するのかということは、ここで判断できるものではない。

○**大城政利 議長** 議論も尽きないことから、提出者等については議長に一任していただき、進めさせていただけないか。

○**宮城司 委員長** 本件については、議長及び議会事務局で調整の上、議員提案で提出することとしてよいか。

(異議なし)

【協議結果】

本件については、議会の内容（2行）を削除する修正案を議員提案で定例会最終日に提案する。なお、提案者等については、議長及び議会事務局において調整することとする。

【協議事項】

(仮称) 自治会加入促進条例の制定について

○**宮城司 委員長** 次に、(仮称) 自治会加入促進条例の制定について議題とし、大城議長より説明をいただきたい。

○**大城政利 議長** 本件は昨年の市民との意見交換会において市民からの声を受け、政策討論会全体会の中で、動向を見ながら特別委員会を設置するということが議長預かりとなっていた。来る5月には市民との意見交換会も控えており、本件についてもしっかりと説明ができるよう、議会運営委員会の中でも再度協議をしていただきたい。

先日、本件について市当局から意見も伺っており、市としては宅建業者等と協定締結の取り組みを初め、自治会加入促進に向けたパンフレット作成や補助金交付の見直し等も予定しており、しっかりと取り組んだ上で、検証も行き、条例制定については、その後検討してまいりたいとの意向を伺っている。議長としては、次年度は、市当局の取り組み状況を見守り、その後に議会としての検討を進めてもよいのではないかと考えている。

○**呉屋等 委員** 先の政策討論会全体会の会議録がホームページ上で公開されており、その中では「特別委員会を設置して進める」とあり「この特別委員会は設置したのですか」という問い合わせも何件か受けている。ぜひ特別委員会については3月定例会中に設置できればと考えている。もう1点、経済建設常任委員会では島根県出雲市で自治会応援条例の調査を行った。そこでは1会派が議員提案で条例を策定してお

り、議会が策定するからこそ定めることのできる「市及び職員の責務」や「議会の責務」といった条項がある。市としても加入促進に向け努力は行っており、議会としても一緒に汗をかかないと当該問題は解決しないものと思う。市民との意見交換会で浮き彫りになった課題は、改選前に解決できるように進めていければと考えている。

○**桃原功 委員** ぜひお手元に資料があればそれをいただいた上で、持ち帰り検討を行い、改めて後日協議することとしてはどうか。

○**呉屋等 委員** 資料を提出してまいりたい。

○**桃原功 委員** 絆クラブ会派では、自治会加入率の高い札幌市を視察調査していると思うが、加入率の高い源というものも機会を設けて教えていただけたらと思う。

○**呉屋等 委員** 経済建設常任委員会で自治会長会の3役を呼んで意見を伺う機会があり、自治会加入促進条例の制定についてどう考えているかという質問を行い、3役の方からそれぞれ意見もいただいた。ぜひ、その会議録資料も添付してまいりたい。

○**宮城司 委員長** 当該資料を全委員へ配付の上、再度協議することになるものと考えてるが、それについて3月または6月定例会で行うのか協議していただきたい。

○**桃原功 委員** まずは資料を見てからでなければ判断しかねる。

○**宮城司 委員長** まずは資料を配付するというところで、会派へ持ち帰りとしてよいか。
(異議なし)

【協議結果】

本件については、経済建設常任委員会で保有している資料を各委員へ配付の上、引き続き協議していくこととする。

【協議事項】

第四次宜野湾市総合計画前期基本計画にかかる添付資料の修正について

○**議会事務局** (事務局より議案第26号 第四次宜野湾市総合計画前期基本計画にかかる添付資料の修正内容について説明を行う)

○**上地安之 委員** 先の議案修正の趣旨からも議会に関係する内容は全て削除したほうがよい。ここに一部現れてくると意味がわからなくなる。

○**宮城司 委員長** 委員の意見を踏まえ、議会に関する内容は全て削除するということがよいか。

(異議なし)

○**大城政利 議長** 議会は二元代表制の立場をしっかりと踏まえ、市民へも説明をしていかなければならない。そのような観点からも今回のようなことはおかしいと行政に

も認識してもらわなければならない。

【協議結果】

本件については、事務局で説明した修正案のとおり決定する。

○宮城司 委員長 以上で本日の委員会を閉会いたします。閉会時刻（午後4時50分）